

令和2年7月3日

株式会社トーヨーテクノ

代表取締役 岡部 信雄 殿

〒260-0013

千葉市中央区中央4丁目13番10号

千葉県教育会館5階

適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民サ

検討委員会委員長 井原 真吾



問 合 せ 書

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば（以下「当法人」といいます。）は、消費者問題に関する情報収集及び提供、普及、啓発活動及び事業者の行う不当な行為

（不当な契約条項の使用、不当な勧誘行為、不当な広告表示）に対する差止請求などを通じ、消費者被害の防止並びに救済、その他不特定多数の消費者の利益保護を図ることを目的としている団体です。当法人は、消費者団体、消費生活相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題に取り組む専門家・関係団体により構成されています。

当法人は、貴社が使用している工事請負契約約款の内容、貴社作成のチラシの表示について、消費者の権利保護の観点に照らし問題がある可能性があると思料しております。

つきましては、以下のとおり問い合わせいたしますので、令和2年8月7日までに、書面でご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、本問い合わせ及び貴社からの回答の書面は、当法人の活動目的のため、原則として、公表させていただきますので、その旨ご承知おき下さい。

第1 貴社使用の工事請負契約約款（資料1）について

1 第7条2項について

第7条 [危険負担]

- 1 地変、風水火災、その他、甲・乙のいずれもその責に帰することのできない事由などの不可抗力によって、工事の既成部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料又は設備機器について損害が生じたときは、乙は事実発生後速やかにその状況を甲に通知する。
- 2 この損害について、甲・乙が協議して重大なものと認め、かつ、乙が善良な管理者としての注意をしたと認められるときは、甲がこれを負担する。

略

(1) 同条項は、不可抗力によって生じた損害の負担にかかる規定ですが、「乙が善良な管理者としての注意をしたと認められるとき」とは、具体的にどのような場合を想定していますか。

(2) 不可抗力によって生じた損害について、「協議」がまとまらない場合や「重大なものと認め」られない場合、当該損害の負担はどちらの当事者が負うことになりますか。

2 第11条3項について

第11条 [瑕疵(かし)担保]

- 1 工事完成後、施工欠陥によって制約(ママ)の目的物に瑕疵があるときは、甲は、相当の期間を定めて乙に補償を求めることができる。ただし、瑕疵が重要でないのに補修に過分の費用を要するときは、乙は、適当な損害賠償でこれに代えることができる。
- 2 甲は瑕疵の補修に代え、又は補修と共に、瑕疵に基づく損害賠償を乙に求めることができる。
- 3 造作、装飾、家具などについて甲が引き渡しを受けるとき、もし瑕疵があるときは、直ちに乙に補修または取替えを求めなければ乙は責任を負わない。

- (1) 同条項について、「直ちに」というのは、どの程度の時間を想定していますか。
- (2) 「瑕疵」は、引き渡しの際に通常発見できる程度の瑕疵のみを指すのか、それともあらゆる瑕疵を指すのかについてお教えてください。

第2 貴社作成のチラシ（資料2）の表示について

- 1 「災害修復工事契約件数No. 1!!!」との表示について、具体的な根拠（調査の時期、調査期間、調査対象、調査方法等）をお教えてください。
- 2 「千葉県リフォーム工事高No. 1!!!」との表示について、具体的な根拠（調査の時期、調査期間、調査対象、調査方法等）をお教えてください。
- 3 「リピート率79%」との表示について、どのような計算方法で算出したかについてお教えてください。

以上